

## 特殊勤務手当の減額分を補填せよ！

第4回賃金引き上げ・夏季手当団交開催

本部は、3月6日第4回賃金引き上げ・夏季手当団体交渉を開催しました。今回は闘争63号の4、5項目にある「割増賃金D単価のアップ」「特殊勤務手当の減額分を補填すること」を強く求めました。会社は「割増賃金D単価については世間水準と比較しても平均的な水準にあるので改定する考えはない」「特殊勤務手当については東海労の調査は少人数であり総体的に減額されているとはならない」と明らかにするなど職場で汗して働く組合員の声を聞こうとしません。

主な議論は以下のとおりです。

### 割増賃金D単価を150/100とせよ！

組合：厚労省方針として時間外労働に対して代償休日を義務付けるなど所定外労働時間の減少を目指している。組合としても賛成である。しかし、業務上超過勤務が発生した場合について割増賃金を上げろとの要求である。

会社：休日出勤を認めるということか。

組合：基本的に休日出勤は認めない。また、現在私たちが行使している指名ストは本人の同意のない一方的な休日出勤に対して反対だということである。当社において、所定外労働時間は増加しているのか。

会社：激増しているわけではない。

組合：非現業職場において所定外労働時間は増加しているのではないか。

会社：そのような認識はない。

組合：海外では50%の割増賃金を支払っている。

会社：基本給のあり方など率だけで論じるつもりはない。

組合：所定外労働時間における割増賃金D単価を150/100とすること。

## 特殊勤務手当は会社算出より多く減額されている！

組合：JR東海労で特殊勤務手当の実態調査をした結果を数値に表わした。この結果について会社としての考えはどうか。

会社：その前にどのような項目で調査したのか。

組合：超勤手当を含まないで1日あたりの額を算出した。

会社：何人を対象としたのか。

組合：関係する全組合員のうち30名を対象とした。

会社：調査を否定するわけではないが30名では少なすぎる。その結果を基に総体として減額であるとはならない。

組合：30名を対象にすれば十分である。少ないというなら会社が責任を持って調査し結果を明らかにすべきである。

会社：比較対象が違ってし、そのような考えはない。

組合：労働組合から調査の要求である。調査すべきである。

会社：会社が必要であると判断すれば調査はするが現時点でそのような考えはない。

組合：会社が解答で示した「一時金は適正かつ十分に措置している」というなら具体的に調査し数字で示すべきである。特殊勤務手当は会社算出より1万円多く減額されていることは事実である。補填すること。

以 上

以上のような議論をして第4回の賃金・夏季手当交渉を終了しました。次回は3月8日に開催します。職場からのたたかいと結合して、ベア2000円・夏季手当3.5ヶ月獲得に向け奮闘しましょう。